

第五章

魅力あるまち並みの実現

第一節 魅力あるまち並みの実現

主たる担当課

誇りと愛着を感じさせる魅力あるまち並みの保全・育成 65001

都市計画課

地区の個性をいかし、調和のとれた優れた景観の創出 65002

都市計画課

第一節

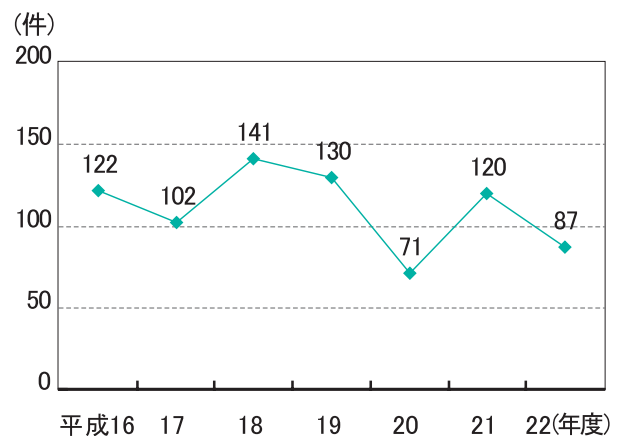
魅力あるまち並みの実現

現状と課題

●魅力ある景観は、心に「ゆとり」や「やすらぎ」を与えてくれるとともに、市民の「原風景」としてまちに誇りと愛着を感じさせてくれるものです。市では、こうした優れた景観をまちづくりにいかし、次世代に継承していくため、平成6年3月に景観形成基本計画を、平成11年4月に景観条例を定め、色彩景観ガイドラインや道路きわ緑化ガイドライン、景観アドバイザーなど、市独自の制度により、公共施設や民間建築物などの景観誘導を進めてきました。平成16年6月には景観法が制定されたことから、景観形成をさらに推進するため、景観法に基づく景観行政団体になるとともに、景観形成基本計画と景観条例を見直し、市全域を景観計画区域に定め、建築物などの景観誘導や景観重要樹木の指定・保全を積極的に進めてきました。また、屋外広告物についても、千葉県屋外広告物条例や景観条例により景観誘導を進めてきたところです。さらに、景観づくりシンポジウムを開催するなど、市民への啓発活動を景観づくり市民団体などと協働して行ってきました。また、手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく保全特別樹木の指定などにより、手賀沼沿いの自然景観の保全を図るとともに、市街地では地区計画や建築協定などの活用により、良好なまち並みを形成してきました。

●今後も、良好なまち並みや優れた自然景観を守り育て、次世代へ継承していくため、市民と協働して、景観重要樹木の保全や、手賀沼文化拠点整備計画に基づくハケの道の沿道緑化修景などに取り組む必要があります。また、景観づくり市民団体などと協働して、魅力的な景観ポイントや市民の優れた景観活動などの情報発信を進め、景観づくりへの理解と協力を求めていくことも必要です。さらに、景観計画区域内行為の事前協議や届出を通じて、民間建築物などの景観誘導を進めるとともに、公共事業では、景観アドバイザー制度などを活用し、先導的な優れた景観づくりを進める必要があります。

■景観条例、景観法に基づく建築行為等の事前協議申請と届出件数



※景観法に基づく届出は平成18年11月1日より

施策の展開

○誇りと愛着を感じさせる魅力あるまち並みの保全・育成 65001

誇りと愛着を感じさせる魅力あるまち並みの保全・育成を図るため、市民と協働し、景観重要樹木の保全やハケの道の沿道緑化修景などを進めます。また、多くの市民が我孫子の魅力ある景観を知り、興味、関心を持つことが、より良い景観形成の向上につながることから、魅力的な景観ポイントや市民の優れた景観活動などの情報発信を進め、景観づくり市民団体などと協働して啓発事業を行います。

○地区の個性をいかし、調和のとれた優れた景観の創出 65002

地区の個性をいかし、調和のとれた景観を創出するため、景観計画区域内行為の事前協議・届出を通じて、民間建築物などの景観誘導を進めます。また、公共事業の実施にあたっては、景観アドバイザー制度などを活用し、先導的な優れた景観づくりを進めます。

目標・指標

目標

- 魅力あるまち並みを保全・育成する市民の意識が高まっている。 65001
- 調和のとれた優れた景観づくりが行われている。 65002

指標

指標名 (指標の説明など)	現況値	目標値
	平成22年度	平成27年度
「魅力あるまち並みの実現」施策に対する市民満足度 (市民アンケートで「満足」・「やや満足」と回答した人の割合) 65001	31.4% (23年度)	35%
景観形成基準に基づき景観形成を図った行為の割合 (景観形成基本計画への適合件数/ 景観条例、景観法に基づく建築行為等の事前協議申請と届出件数) 65002	100%	100%